

第三十九表 紡織製品の輸出價額 (1929, 1934 及 1936)

出所—獨逸國統計局

項 目	百萬ライヒスマルク			百分比で表した増加 (+)又は減少(-)	
	1929	1934	1936	1929—1934	1934—1936
絲 類					
羊毛及其他の動物毛製	121.7	26.6	45.7	- 78.1	+ 71.8
綿 製	45.9	13.4	23.2	- 70.8	+ 73.1
亞麻, 大麻, 黃麻等製	19.3	4.5	4.9	- 76.7	+ 8.9
織・編・粗物類					
生絲及びレーヨン製	254.7	77.4	100.5	- 69.6	+ 29.8
羊毛及其他の動物毛製	352.5	69.2	80.5	- 80.4	+ 16.3
綿 製	425.3	81.2	92.4	- 80.9	+ 13.8
亞麻, 大麻, 黃麻等製	51.1	9.4	10.4	- 81.6	+ 10.6
其他の紡織製品	315.1	100.6	95.0	- 68.1	- 5.6
合 計	1,585.6	382.3	452.6	- 75.9	+ 13.4

鐵及鋼に次いで最も重要な輸出産業は紡織産業であつた。紡織製品の輸出價額は第三十九表によつて知り得るやうに、一九二九年には十五億八千五百六十萬ライヒスマルクであつたのが一九三四年には三億八千二百三十萬ライヒスマルクになり、七五九%の低落を示した。一九三四年から一九三六年までに、紡織製品の輸出は一八四%増加したがなほ依然として一九二九年の總額の三分の一よりも少なかつた。特に顯著なのは綿製品及び羊毛製品の輸出の激減である。此等は原料品の輸入に依存するものであり、そして合原料品を天然生産物に代へやうとする政府の計畫の下にあつては生産費が非常に高まるであらうから、此等の輸出の顯著な回復を期待し得る理由はないのである。獨逸の當局者等は彼等の

11) レーヨンを含みず、その輸出額は一九二九年には一億千三百七十萬ライヒスマルク、一九三四年には五千九百九十萬ライヒスマルク、また一九三六年には三千二百四十萬ライヒスマルクに上る。

經濟政策のこの結果を知つてはゐるが、彼等の意見では、日本のやうに低い生産費をもつ生産者の競争の故に、また輸入諸國に於ける紡織工業の急速な發展の故に、獨逸は早晩その紡織製品の輸出を失はざるを得ない運命に置かれてゐたのである。

鐵鋼、機械類及び化學製品の輸出の擴張は、再軍備計畫が此等産業をして引續きその全能力を擧げて活動せしむる限り、また原料品の獲得が最近數年間さうであつたやうに依然として困難を呈する限り、大規模で行はれさうには思はれない。殊に、清算協定の作用のために、輸出の顯著な増加はそれに照應する輸入の増加なしには望まれない事情にある。

完製品の物價低落が止まつたことは新たに生じた好都合な出來事であつた。一九三五年中及び一九三六年の大部分を通じて、獨逸の輸入品の價格は増大しつゝあり、それと同時に完製品の價格は低落しつゝあつた。そしてこのことは獨逸をして、輸入原料品に對しヨリ多量の自國製品を與へることを必要ならしめたのであつた。

第六章 財 政

一九三三年以降の經濟活動及び就業の激増は、その大部分が國民の經濟生活に對する政府の干渉によつて齎らされたのである。しかしそれに先立つて營業の回復は獨逸の戰債を事實上廢棄したローザンヌ協定の締結のあとを受けて一九三二年の夏に生じ、工業生産、就業及び外國貿易の増加が見られた。そして經濟情勢のこの改善の結果として、國民社會黨は一九三二年十一月の選舉では、一九三二年七月に比し二百萬票を失つた。國民社會主義の思ひ切つた干渉がなかつたならば果して復興が繼續したであらうか、また如何なる線に沿つて復興が進展したであらうか、といふことは之を斷言することは不可能であり、またこの點について論議することは、興味はあるが無益なことであらう。

この章の目的は一九三二年以降の政府の歳出入と公債の推移とに就いて若干の説明をなすことにある。完全な官廳統計は租稅徵收について利用され得るにすぎない。歳出及び公債の大きさは斷片的な諸統計を基礎として推定されねばならない。以下に掲げられてゐる種々の見

積は、政府財政状態の穩當な解釋のために信憑するに足るべき根據を提供するものであると信じられるものである。

租稅徵收及關稅

外國の觀察者は屢々、獨逸政府が一九三二年以降租稅收入のすさまじい増加によつて惠まれて來たといふ事實を見落してゐる。一九三七年三月三十一日に終る會計年度に於ける獨逸國政府の租稅及關稅收入は、百十八億ライヒスマルクと推定されてゐる。この金額は、第四十表に示されてゐるやうに、一九三三年三月三十一日に終る年度の收入に比して、五十一億ライヒスマルク、即ち六七％の増加を示すものである。

歳入の増加總額五十一億ライヒスマルクのうち、個人所得稅の増加は二十一億ライヒスマルク、法人所得稅の増加は十一億ライヒスマルクであつた。個人所得稅の徵收額は一五五％増大したが、他方勞働所得總額は三四・六％、配當金及び利子支拂は僅か二・七％増加したに過ぎなかつた。すべての獨逸の行政單位―國、邦及び地方自治體―の徵稅額は一九三二―三三年の百三億ライヒスマルクから一九三六―三七年の百五十四億ライヒスマルクに、即ち四九五％増大した。同一期間に、國民所得總額は四百五十三億ライヒスマルクから六百二十億ライヒスマル

第四十一表 歳入総額及國民所得 (1913-14, 1925—26-1936-37)

出所—獨逸國統計局

年次	單位, 十億ライヒスマルク			租稅收入の國民所得に對する百分比
	歳入總額 借入金を含まず	租稅收入	國民所得	
1913-14	6.2	4.1	45.7	9.0
1925-26	13.0	10.6	60.0	17.7
1926-27	15.7	11.7	62.7	18.7
1927-28	17.1	13.5	70.8	19.1
1928-29	19.1	14.3	75.4	19.0
1929-30	19.3	14.4	75.9	19.0
1930-31	18.4	14.1	70.2	20.1
1931-32	16.0	12.2	57.5	21.2
1932-33	13.5	10.3	45.2	22.8
1933-34	14.3	10.7	46.5	23.0
1934-35	16.0	11.9	52.6	22.6
1935-36	17.2	13.3	57.3	23.2
1936-37	20.0	15.4	62.0	24.8

* 見積額。

イヒスマルクに上るであらう。一九三二年以降の消費税の徴収額の増加は主として脂肪類課税の復活によるものであつた。個人所得税の徴収額の増加は、ある程度までは、失業者救済のための特別税を所得税中に包含したことに由るものであつた。租税収入總額の増加は主として、不景気の時期に採用された重い税率が景氣回復の時期にも持續されて來たといふ事實及び法人所得税の激増によるものである。

歳出の増大

再軍備に費された金額が秘密にされてゐるので、歳出の完全な數字は、一九三三年三月三十一日に終る會計年度を最後とし

第四十表 獨逸國政府の租稅及關稅收入 (1932-33—1936-37)

出所—獨逸國統計局 (單位, 十億ライヒスマルク)

項目	1932-33	1933-34	1934-35	1935-36	1936-37
所得稅及び財産稅	2.11	1.93	2.45	3.49	5.17
個人所得稅	1.33	1.29	1.72	2.50	3.40
法人所得稅	0.11	0.21	0.32	0.59	1.25
賣上稅及び財産移轉稅	1.56	1.74	2.16	2.33	2.61
交通稅	0.35	0.40	0.35	0.35	0.39
消費稅	1.51	1.72	2.11	2.23	2.31
ビール稅	0.26	0.24	0.27	0.28	0.29
酒稅	0.74	0.15	0.18	0.21	0.23
煙草稅	0.76	0.74	0.80	0.81	0.84
砂糖稅	0.29	0.28	0.30	0.31	0.32
關稅	1.10	1.11	1.07	1.15	1.27
合計	6.65	6.85	8.21	9.65	11.75
邦及地方自治體への交附金	1.68	1.81	2.39	2.39	3.00
獨逸國政府取得分	4.97	5.04	5.82	7.26	8.75

* 三月三十一日に終る會計年度。
** 見積額。

クに、即ち三七・二%増加したと推定されてゐる。租税の國民所得に對する割合は、第四十一表に明らかにならうに、二二・八%から二四・八%に増加した。即ち租税収入の増加は營業狀態の改善による國民所得の増加のみではなく、また課税負擔の増加をも反映してゐるのである。

一九三二年以後における税率及び一般的課税機構の變化は、法人所得税を除けば、別に大したものではなかつた。法人所得税の税率は一九三六—三七年に二五%引き上げられたが、次年度には、税率の引上は五〇%に達し、徴収額は約二十億ラ

第四十二表 獨逸國政府の歳出(1929—30, 1932—33及1936—37)
(單位, 百萬ライヒスマルク)

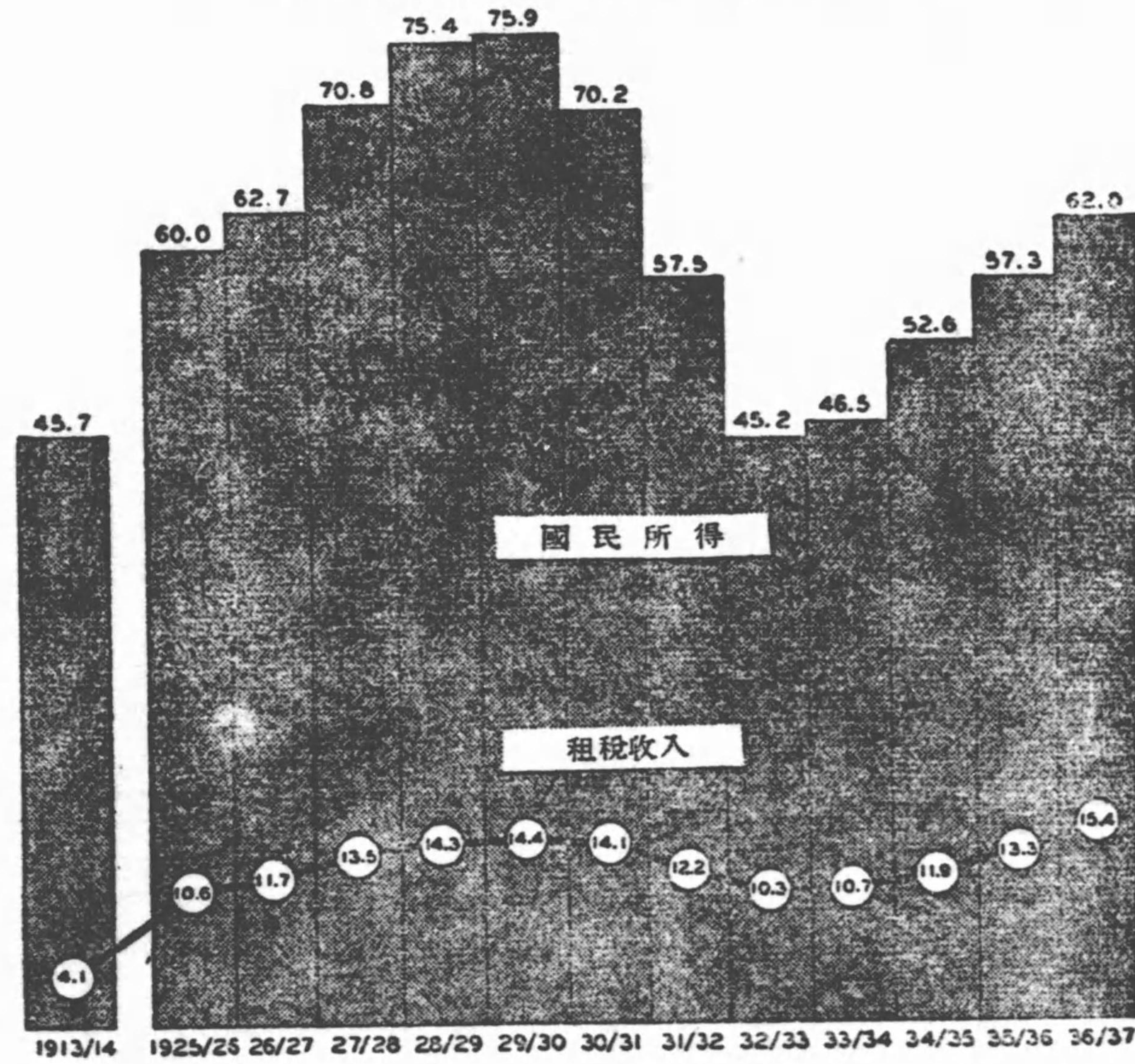
項目	1929—30	1932—33	1936—37
一般行政, 司法及警察	898.3	846.3	1,050.0*
軍 事 費	757.5	629.5	7,000.0*
福利及保健施設	1,307.4	1,501.2	750.0
産業及交通施設	343.2	388.5	390.0
公 債 費	630.6	526.0	680.0
大戦に基く負擔	4,043.3	1,735.0	1,600.0
其 他	63.0	108.5	1,000.0**
合 計	8,043.2	5,735.1	12,470.0

* 突撃隊を含む。
** 農業補助を含む。

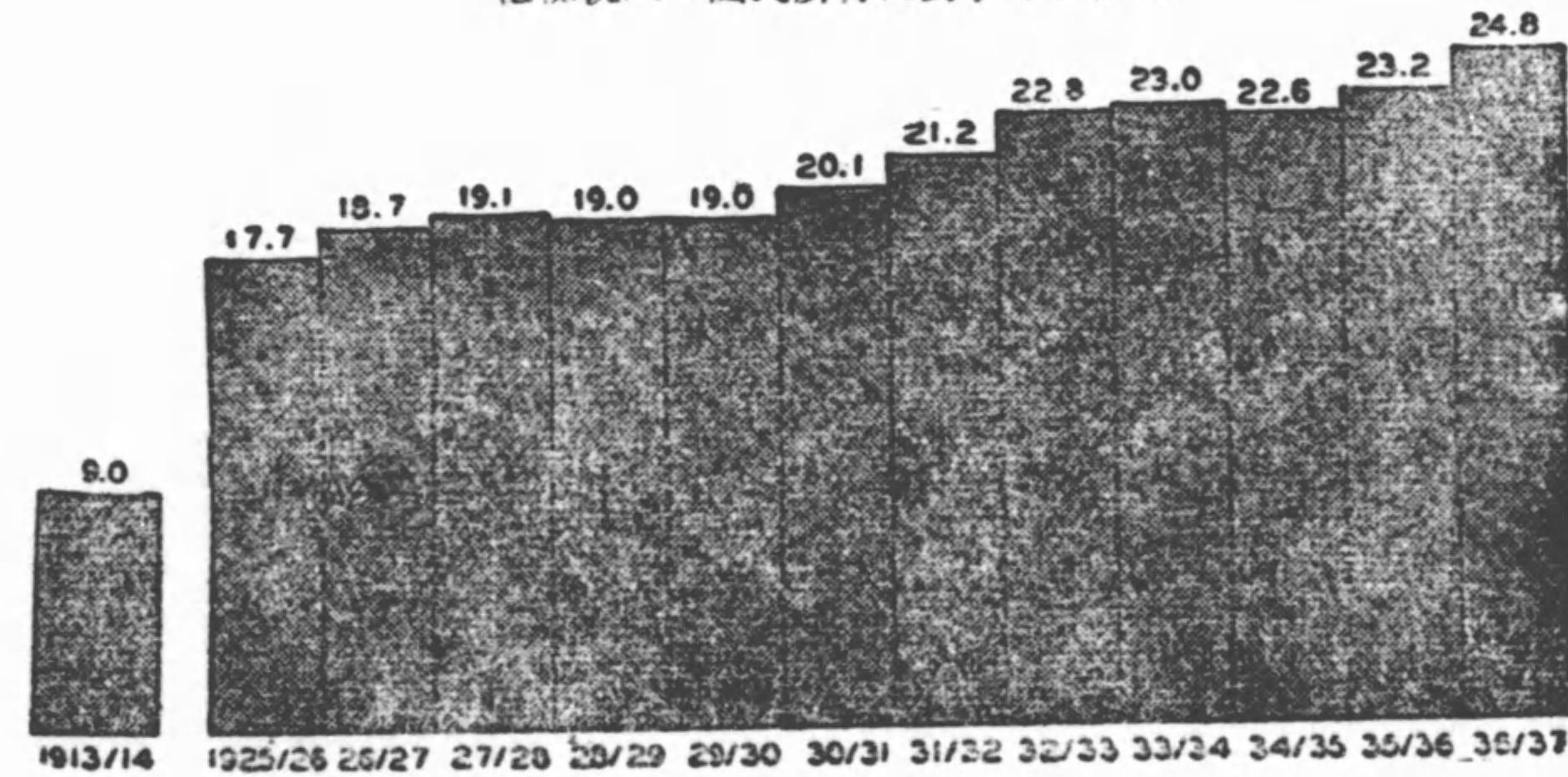
てそれ以後は發表されてゐない。第四十二表は獨逸國政府の一九二九—三〇年及び一九三二—三三年の歳出及び一九三六—三七年の推定歳出の機能別分類を示してゐる。一九三三年三月以降、一般行政、住宅、教育産業及び運輸の経費は恐らく大しては増加しなかつたであらう。大戦参加者への恩給、病院施設及び戦債のための経費は恐らくは僅かばかり低減したであらう。失業及び福利救済の経費は著しく低減したが、これは突撃隊費及農業補助労働制度(Mandlille¹⁾)のための経費の増加によつて相殺されてゐる。公債の利拂も亦増加した。一九三六—三七年の會計年度に於いて、歳出は約百二十五億ライヒスマルクと推定してゐる。同年度に於いて、租税収入は約八十八億ライヒスマルクであつた。この外に政府は約七億三千万ライヒスマルクを行政収入、郵税、ライヒスバンクの

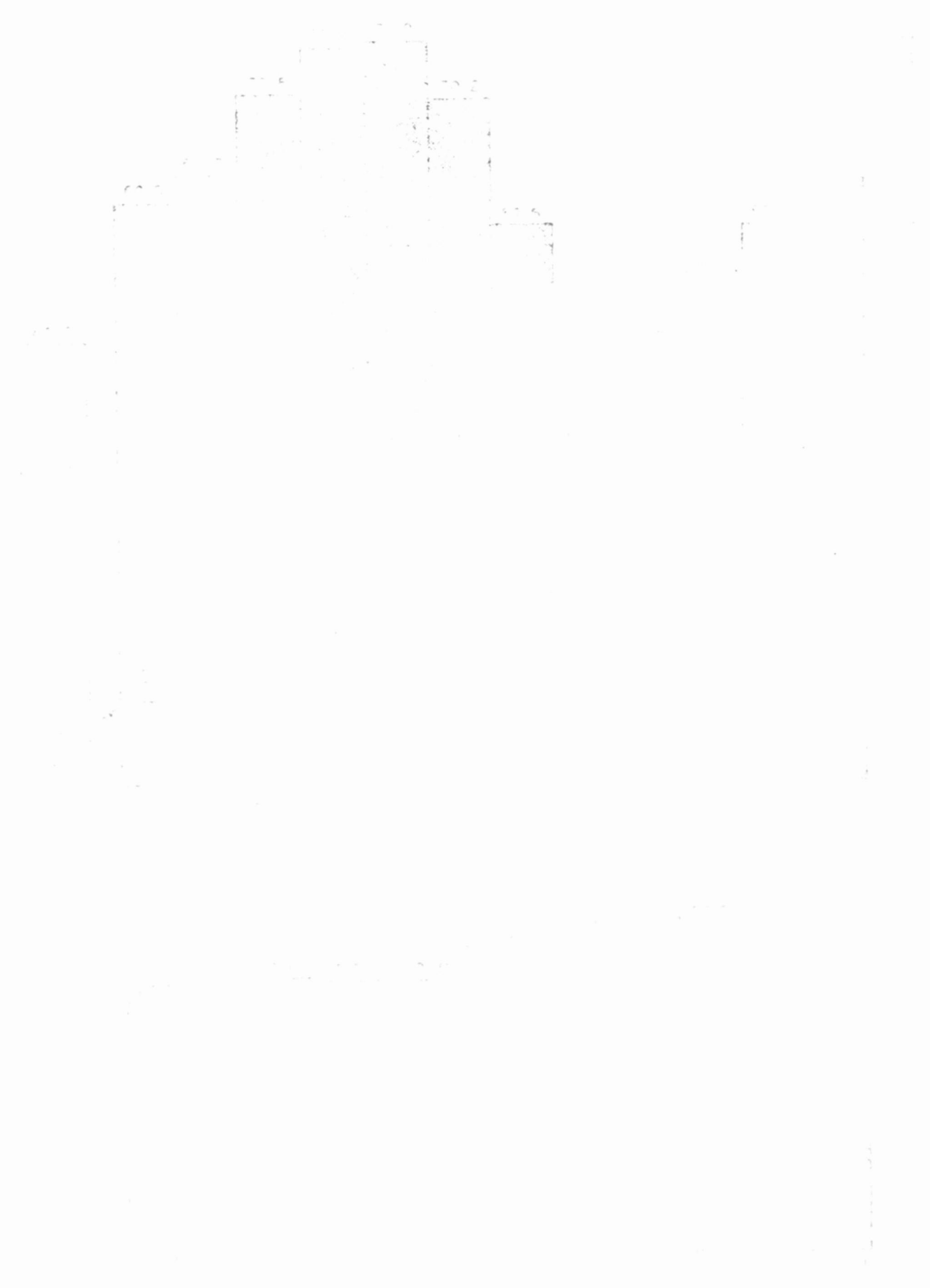
1) 政府の農業保護の種々なる対策。

第六圖表 歳入總額及び國民所得(1913—4, 1925—6—1936—7)
出所—獨逸國統計局(單位, 十億ライヒスマルク)



租税収入の國民所得に対する百分比





利益金、銀行及産業への貸附の回収、移民が資本引上げのために支拂ふ租税、及び鐵道會社から受取つた。即ち収入總額は約九十五億ライヒスマルクであつて、借入金によつて賄はねばならなかつた不足額は約三十億といふことになる。所で、一九三六—三七年には獨逸國政府は十五億乃至十七億の長期公債を發行したのであるから、従つて短期債務即ち「秘密債務」の増加は十億ライヒスマルクを甚だしく超過するやうなことはあり得なかつた筈である。この數字は新聞や雜誌に現はれてゐる見積の大部分に較べるとかなり低いのであるが、獨逸事情に關する慎重な外國人研究者の見積のあるものよりは高いのである。即ち彼等の信ずるところによれば、一九三六—三七年に於いて租税及び其他の政府収入に、長期起債によつて調達された資金を加へたものは、政府の經常及び臨時歳出の全額を賄ふに充分であつたのである。兎に角、租税徴收の激増と救済費の低減とが、獨逸をしてその一九三六年度軍備計畫を、主として經常収入と長期公債からの實收金とで金融することを可能ならしめたといふことだけは確かに云へるのである。

軍備費と公債

獨逸が再軍備に消費した金額を見積る場合には必ず次の重要な事實を考慮に入れねばならない。それは、獨逸國軍の建設は、獨逸政府がベルサイユ條約の軍備縮小條項による拘束を最早

や認めないといふ公式聲明を發表した遙か以前に着手されたのだといふこと、及び一九三三年及び一九三四年に於いてはその經費の大部分は一般歳入豫算から支辨されたのだといふことである。それ故に、最近二ヶ年間の軍備費は一般に想像されて來たやうに多額である必要はなかつたのである。

一九三三年から一九三六年三月三十一日に至る間の公共土木事業と再軍備計畫との經費は約百五十八億ライヒスマルクと見積られてゐる。その資金は大略次のやうにして調達された(單位十億ライヒスマルク)。

公債の募集及び失業救済土木事業證券の發行、租税證券の未回收分……………	八・三
租税證券及び失業救済土木事業證券の既回收分……………	一・五
豫算上の支出(従來の小常備軍の維持費は除外)獨逸國失業保險局よりの受入額を含む……………	六・〇
合 計……………	一五・八

これは云ふまでもなく概算である。これは斷片的の統計及び消息通との討論に基くものである。約百六十億ライヒスマルクに上るこの總額のうちで、約四十億ライヒスマルクは失業救済土木事業に消費されたが、約二十億ライヒスマルクは陸軍、海軍及び空軍の裝備費を示すものである。一九三七年三月三十一日に終る會計年度に於いては軍備費は約七十億ライヒスマ

2) 七六一七七頁参照。

第四十三表 獨逸國政府の債務(1932—1936, 各三月末現在)
(單位, 百萬ライヒスマルク)

債務類別	1932	1933	1934	1935	1936
内國債, 合計	8,777	9,457	12,078	15,120	19,095
長期内國債	7,200	6,997	6,790	6,340	7,051
短期内國債*	1,577	2,460	5,288	8,780	12,044
外國債, 合計	2,215	3,037	1,870	1,758	1,738
長期外國債	2,690	2,608	1,613	1,570	1,550
短期外國債	525	429	257	188	188
債務總計	11,992	12,494	13,948	16,878	20,833

* 流通中の又はライヒス・バンクに擔保として供託中の租稅證券と流通中の失業救済土木事業證券及軍備證券——此等證券の凡ては獨逸國政府によつて發行されたものであるが、その内若干は邦、地方自治體、郵政及鐵道會社の債務である——の次の如き額を含む。一九三四年三月十五億ライヒスマルク、一九三五年三月四十五億ライヒスマルク、一九三六年三月六十五億ライヒスマルク。保證債務額は一九三四年三月三十一日に九億ライヒスマルク、一九三六年三月三十一日に二十五億ライヒスマルクであつた。

ルクと見積つていゝだらう。この金額のうち、十五億ライヒスマルク以上は長期公債から得られ、そして約十億ライヒスマルクは恐らく短期金融によつて得られたであらう。それ故に、一九三三年三月以降の獨逸國政府の債務増加は、外國で普通に考へられて來たよりも遙かに少額である。第四十三表に示されてゐるやうに、政府の債務總額は一九三三年三月三十一日の百二十五億ライヒスマルクから、一九三六年三月三十一日の二百八億ライヒスマルクに増大した。この増加の殆んど凡ては短期公債の増加によるものであつた。併し乍ら、若干の短期公債は、邦、地方自治體、郵政及獨逸國鐵道會社のために發行されたものであるから之を控除しなければならぬ。此等の

戻受可能の證券は約二十五億ライヒスマルクに上つてゐる。一九三六—三七年の期間に、長期公債は約十七億ライヒスマルク増加し、短期公債は約十億を増加し、獨逸國保證證券を除いて總額約二百十億ライヒスマルクに上るに至つた。

一九三三年及び一九三六年の三月三十一日に於ける邦、ハンザ同盟都市及び地方自治體の負債は左の如くであつた(單位十億ライヒスマルク)。

邦	一九三三年三月三十一日	一九三六年三月三十一日
ハンザ同盟都市	二・五	二・五
地方自治體	〇・七	〇・七
計	一・五	一・六四

一九三六—三七年の間には、此等統治單位の債務は恐らく殆んど變らなかつたであらう。かくて一九三七年三月三十一日の獨逸の公共債務總額は、三百七十億ライヒスマルク以上に上ると見積つて差支へないだらう。因みにそれは一九三三年三月三十一日には二百七十六億ライヒスマルク、更に遡つて一九一四年には三百三十億ライヒスマルクであつた。しかし獨逸國の現在の負債は過大に失するとは思はれないのであつて、現在の所ではそれは獨逸金融制度に何

3) 獨逸國政府が郵政及鐵道會社のために契約した十億ライヒスマルクを含まず。

等の脅威をも與へてはゐないのである。巨額の短期債務即ち流動債務は整理を必要とする。しかし、事業が引續き高度の活動を持続する限り、それら債務の満期日の到来に際して何等かの困難が生じやうとは思はれない。何故なら國家が投資資金のあらゆる源泉に完全な政治的統制を行使してゐるからであり、また新規借入の必要が今後數年中に期待される軍備費の割合の低下と共に減少するに至るであらうからである。

要 約 及 結 言

獨逸の財政金融機構は一九三二—三三年から一九三六—三七年に至る間の租税徴收の五十億ライヒスマルクの増加、即ち七六七%の増加によつて救はれた。同一期間内に、失業救済費は約十九億ライヒスマルクを減少したのであつて、その結果此等二つの原因から合計約七十億ライヒスマルクに及ぶ豫算状態の改善をみたのであつた。一九三三年四月から一九三七年三月に至る間の租税収入増加總額は約百五十億ライヒスマルクであつた。正規の各省の支出には大した變化はなかつたのだから、この金額の大部分は公共土木事業費と再軍備計畫とに充用され得たしまた充用されたのであつた。

歳入の増加は政府をして公共土木事業と再軍備計畫とを、公債の危険なほどの増加なしに金

融することを可能ならしめた。この計畫の經費は約二百二十億ライヒスマルクと見積られてをり、それは經常収入と短期を主とする借入金とから殆んど同じ割合で賄はれたのであつた。

一九三七年三月三十一日に於ける獨逸の公債は三百七十億乃至三百八十億ライヒスマルクと見積られてゐるが、それは一九三三年三月三十一日以降に於いて約百億ライヒスマルクの増加を、また戦前の公債に比して四十億ライヒスマルクの増加を示してゐる。この増加の大部分は短期債務の形で生じた。債務總額のこの大さは獨逸の如き經濟力をもつ國にとつては過大に失するものではない。短期債務の整理は、政府自身が統制及び宣傳の政治的權力を握つてゐることだから、何等の困難をも惹起せしめるやうなことはないと思はれるのである。

大原社會問題研究所編纂

日本勞働年鑑

(第十八輯)

國家總動員準備期に於ける
日本勞働者及農民各方面の
状態と運動とこれに對する
施設對策の諸事實を忠實正
確に記録す。繁多な資料の
撰擇及び再調整に驚くべき
効果をあげ其の權威と利用
價值絶大である。

菊判上製堅牢美本五三〇頁
定價三・二〇 送料二四

既刊

第十五輯	定價四・〇〇
昭和九年版	送料・三
第十六輯	定價四・五〇
昭和十年版	送料・三
第十七輯	定價四・五〇
昭和十一年版	送料・三

東京市神田區神保町一丁目

發行所 栗田書店
振替東京二二三四番

昭和十五年九月一日印刷
昭和十五年九月五日發行

ナチス獨逸の經濟的發展

(定價貳圓參拾錢)

大原社會問題研究所

代表者 高野岩三郎

東京市神田區神保町一ノ三九番地

發行者 栗田 確也

東京市牛込區改代町二四番地

印刷者 田中末吉



(印刷所印刷社代理)

發行所

東京市神田區神保町一ノ三九番
振替東京一〇二三四番
電話神田(25)代表二六一番(S)

栗田書店

19 10 19

32.2.19

